

(趣旨)

第1条 この細則は、工学院院大学FD規程 第2条の規定に基づき、教育改善ワーキンググループ(以下「WG」という。)について、構成、審議事項等、その運営に必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 WGは、次のメンバーをもって構成する。

- (1) 教育開発センター主幹教員
- (2) 専任教員の中から学長が指名する者 若干名
- (3) 事務職員の中から学長が指名する者 若干名

2 前項第1に規定するWGの任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(議長)

第3条 WGに、議長を置き、前条第1項第1号に規定する者をこれに充てる。

2 議長は、WGを代表し、WGの業務を統括する。

(招集、開催および定足数)

第4条 WGは、必要に応じて議長が招集し、その議長となる。

2 WGの定足数は、構成員の過半数とする。

(審議事項)

第5条 WGは、次の事項を審議する。

- (1) FD活動の啓発に関する事項
- (2) FD活動の実施に関する事項
- (3) 学長の諮問する事項
- (4) その他FD活動全般に関する事項

(審議結果)

第6条 議長は、前条の審議結果を教育開発センター長に報告するものとする。

(学生代表)

第7条 必要な場合には、委員会の下に学生代表を置くことができる。

2 学生代表は、WGの指示により、FD活動に当たる。

3 学生代表は、大学院研究科または学部在籍する学生で、FD活動へ積極的に参加する者の中から、WGが任命する。

4 学生代表の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務の所管)

第8条 WGに関する事務は、学習支援部学習支援課が行う。

(改廃手続)

第9条 この規程の改廃は、学長が教育開発センターの意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、令和元年9月1日から施行する。